



2022年1月12日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所2号機の新規制基準への適合性確認審査に係る
原子炉設置変更許可申請の補正について
(震源を特定せず策定する地震動に係る新規制基準改正への対応)

当社は、2015年11月5日、敦賀発電所2号機の新規制基準への適合性確認審査申請を原子力規制委員会に行い、本日、原子炉設置変更許可申請の補正書を同委員会に提出しました。

本件は、2021年4月に原子力規制委員会において、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(以下、「設置許可基準規則の解釈」という。)が改正[※]されたことに伴い、「震源を特定せず策定する地震動」の策定に標準応答スペクトルが取り入れられたことから、敦賀発電所2号機の地震動に関し、標準応答スペクトルによる評価を行い、申請済みの基準地震動を下回ることを確認しました。今回、その結果を記載した原子炉設置変更許可申請の補正書を原子力規制委員会に提出したものです。

当社としては、引き続き審査に真摯に取り組んでまいります。

添付資料：敦賀発電所2号機 原子炉設置変更許可申請の補正概要

※：設置許可基準規則の解釈の改正を踏まえ、新規制基準に係る審査を受けている発電所については、標準応答スペクトルによる評価方針及びそれに基づいて行った評価結果を記載した原子炉設置変更許可申請の補正を、改正基準施行後9か月以内に行うよう求められており、本件はその対応に則ったものです。

以 上

敦賀発電所 2 号機 原子炉設置変更許可申請の補正概要

1. 補正の概要

敦賀発電所 2 号機の耐震評価に用いる基準地震動（耐震設計上の基となる値）は、発電所周辺の活断層調査結果等を基に発電所毎に策定する「震源を特定して策定する地震動」と活断層調査を実施しても震源と活断層の関連付けが困難な過去の地震の観測記録を基に策定する「震源を特定せず策定する地震動」により設定している。

本件は、2021 年 4 月に原子力規制委員会において、設置許可基準規則の解釈が改正されたことに伴い、「震源を特定せず策定する地震動」の策定に標準応答スペクトル※が取り入れられたことから、敦賀発電所 2 号機の地震動評価に関し、標準応答スペクトルによる評価を行い、申請済みの基準地震動を下回ることを確認した。

※：過去に発生した内陸地殻内地震の地震観測記録を収集・統計処理して策定されたもの。

2. 基準地震動

基準地震動は、選定した検討用地震に地域特性や不確かさを考慮し評価したうえで策定※している。今回の設置許可基準規則の解釈の改正を踏まえても、申請済みの基準地震動（応答スペクトルに基づく地震動）を下回ることを確認した。

※：敦賀発電所 2 号機では、2015 年 11 月、新規制基準への適合性確認審査申請において、基準地震動として計 12 波を策定している。

地震動	地震動の評価	最大加速度（ガル）	
		水平方向	鉛直方向
震源を特定して策定する地震動	断層モデルを用いた手法による地震動（9 波）	7 2 2	4 3 3
	応答スペクトルに基づく地震動（1 波）	8 0 0	5 3 3
震源を特定せず策定する地震動	全国共通に考慮すべき地震動（1 波）※ 1	6 2 0	3 2 0
	地域特性を考慮する地震動（1 波）※ 2	5 3 1	4 8 5
	標準応答スペクトルに基づく地震動	5 6 6	3 8 5

※ 1：2004 年北海道留萌支庁南部地震 ※ 2：2000 年鳥取県西部地震

3. 地震動の応答特性

